

(様式1)  
 審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

		担当課	長寿介護課	検索番号	2-2
法令名	老人福祉法	根拠条項	第16条第3項		
許認可等	社会福祉法人に対する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの廃止、休止、又は入所定員の増減の認可				
<p>(根拠規定)</p> <p>○老人福祉法 (昭和38年法律第133号)</p> <p>(廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加)</p> <p>第16条</p> <p>3 社会福祉法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、その廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加について、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>4 第15条第6項の規定は、前項の規定により社会福祉法人が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員の増加の認可の申請をした場合について準用する。</p> <p>(施設の設置)</p> <p>第15条</p> <p>6 都道府県知事は、第4項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域 (介護保険法第118条第2項第1号の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第20条の9第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によってこれを超えることになると認められるとき、その他当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第4項の認可をしないことができる</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>○愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (令和3年愛媛県条例第24号)</p> <p>○愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (令和3年愛媛県条例第25号)</p> <p>○愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (令和3年愛媛県規則第24号)</p> <p>○愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (令和3年愛媛県規則第25号)</p> <p>(その他)</p>					